

九州工業大学共同研究講座等規則

平成27年12月2日

九工大規則第45号

改正 平成29年3月2日九工大規則第7号

平成29年6月7日九工大規則第26号

平成30年3月7日九工大規則第11号

平成30年7月4日九工大規則第16号

令和2年3月9日九工大規則第18号

令和3年3月3日九工大規則第1号

九州工業大学共同研究講座等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九州工業大学（以下「本学」という。）における共同研究講座及び共同研究部門（以下、「共同研究講座等」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 共同研究講座等は、本学と民間等外部機関（以下「外部機関」という。）が共同で研究するための拠点を本学に設置し、一定期間継続的に当該研究に専念することによって、外部機関を通じた社会貢献及び本学における研究の高度化と更なる展開を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)共同研究講座 国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第14条の2、第14条の3及び第14の4に定める組織に外部機関との共同研究を実施する上で本学に設置される研究組織であって、外部機関から受け入れた人件費、研究費、光熱水料、施設使用料及びその他必要な経費（以下「研究経費」という。）により運営されるものをいう。
- (2)共同研究部門 国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第16条の2、第17条、第18条及び第19条第1項に定めるセンター等に外部機関との共同研究を実施する上で本学に設置される研究組織であって、外部機関から受け入れた研究経費により運営されるものをいう。
- (3)共同研究講座等教員 共同研究講座等に専任として勤務し、共同研究に従事する特任教授、特任准教授、特任講師又は特任助教（以下「特任教授等」という。）をいう。なお、外部機関から申出があった場合は、在籍出向又はクロスアポイントメント制度により受け入れることができる。
- (4)部局 国立大学法人九州工業大学基本規則（平成19年九工大規則第5号）第14条の2、第14条の3、第14の4、第16条の2、第17条、第18条及び第19条第1項に定める組織をいう。
- (5)部局の長 前号に規定する組織の長をいう。

(名称)

第4条 共同研究講座等には、当該共同研究講座等における研究の内容を示す名称を付すものとする。

- 2 共同研究講座等の名称には、外部機関から申出があった場合は、外部機関の名称が明らかとなるような名を前項の名称に付加することができる。

(存続期間)

第5条 共同研究講座等の存続期間は、原則として3年以上5年以下とする。ただし、存続期間は当該外部機関との合意により更新することができる。

(共同研究講座等の構成等)

第6条 共同研究講座等には、原則として共同研究講座等教員1名以上を置くものとする。

2 共同研究講座等には、九州工業大学共同研究取扱規則（平成14年九工大規則第20号。以下「共同研究規則」という。）第3条第1項第6号に規定する民間等共同研究員を受け入れることができる。九州工業大学客員教授等称号付与規則（平成元年九工大規則第1号）の規程に基づき、受け入れた民間等共同研究員に対し、客員教授又は客員准教授の称号を付与することができる。

3 第1項に定めるもののほか、本学教員の中から共同研究講座等における研究を行う者（以下「共同研究教員」という。）として学長が指名し、兼務させることができる。また、共同研究教員のほか、本学の教員は共同研究講座等に協力教員として参画することができる。

4 前各号に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に必要な職員を置くことができる。

（共同研究講座等教員の職務）

第7条 共同研究講座等教員は、当該共同研究講座等における研究に従事する。

2 前項の規定にかかわらず、特に教育研究上有益であると認められる場合は、当該共同研究講座等における研究の遂行に支障のない範囲内で、学部又は大学院の授業並びに大学院の研究指導補助を担当することができるものとする。

（設置の申請）

第8条 共同研究講座等の設置を申込み者は、学長に次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 共同研究講座等設置申込書（別記様式1）
- (2) 共同研究講座等の概要（別記様式2）
- (3) 共同研究講座等教員の履歴書（別記様式3）

2 第3条第3号に規定する共同研究講座等教員の選考は、九州工業大学特任教授等細則（平成26年九工大細則第7号）によらず、前第1項第3号の履歴書により行うものとする。

（設置の決定）

第9条 前条第1項の申込みがあった場合、共同研究講座等の設置申込みがあった部局の長は、当該部局の教授会又はそれに代わる機関において、その審議を行い、結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受けた場合、教育研究評議会の審議を経て、その設置の可否を決定するものとする。
- 3 学長は、当該共同研究講座等の設置申込者に、その可否を文書で通知するものとする。

（契約の締結）

第10条 前条の規定により共同研究講座等の設置が決定された場合は、外部機関を相手方として契約を締結するものとする。

（契約の変更）

第11条 学長は、契約した共同研究講座等で実施する内容を大幅に変更した場合は、教育研究評議会に報告するものとする。

（研究代表者）

第12条 共同研究講座等には、外部機関と協議の上、研究代表者を置くものとする。

2 研究代表者は、当該共同研究講座等の業務を掌理する。

（研究経費）

第13条 外部機関は、共同研究講座等の研究経費を負担するものとする。

- 2 前項の経費は、その存続期間に係る総額を一括して受け入れることを原則とする。ただし、継続して受け入れることが確実である場合は、年度毎に必要な経費を分割して受け入れることができる。
- 3 研究経費の具体的項目等については、第10条に規定する契約において定めるものとする。

（外部機関の自主的な研究）

第14条 外部機関は、共同研究講座等において自主的な研究を行うことができる。ただし、当該研究の内容が

第2条の目的の達成に資するものでなければならない。

(他の外部機関との共同研究等)

第15条 本学と外部機関は、互いの合意に基づき、当該外部機関以外の外部機関（以下「第三者」という。）と当該共同研究講座等における研究に関連する共同研究を行い、又は第三者からの受託研究を行い、若しくは第三者へ研究を委託することができる。

(施設等)

第16条 共同研究講座等は、共同研究講座等の円滑な業務遂行のため、本学の施設及び設備を利用できる。
2 共同研究講座等が使用する施設については、国立大学法人九州工業大学の共同利用・共同研究拠点設置に関する基本方針（平成21年学長裁定）及び九州工業大学における施設の有効活用に関する規程（平成17九工大規程第4号）に基づき取り扱うものとする。

(施設の使用料)

第17条 前条に規定する施設の使用に当たり、研究代表者は九州工業大学インキュベーション施設規程（平成15年九工大規程第20号）第9条に基づき、施設使用料を負担しなければならない。
2 前項の施設使用料については、九州工業大学インキュベーション施設使用細則（平成15年九工大細則第14号）第10条を準用する。

(知的財産の取扱い)

第18条 共同研究講座等により創出された知的財産の取扱いは、本学と外部機関の貢献率に依り持分を定めて共有する取扱い、貢献率に依らず持分を定めて両者が共有する又はいずれか一方の当事者が単独で保有する取扱い、若しくはいずれか一方の当事者の持分を他方の当事者に持分譲渡する取扱い等、共同研究規則第17条及び第18条に定める取扱いのいずれかの選択肢を全て適用できるものとする。
2 学長は、前項の取扱いの選択にあたっては、研究代表者と外部機関の意向を確認したうえで、共同研究規則第17条から第26条の定めに基づき、当該外部機関と締結する契約書において取扱いを定めるものとする。
3 共同研究講座等教員の創出した知的財産は、本学職員による創出として九州工業大学職務発明取扱規程（平成16年九工大規程第35号）に基づき取扱うものとする。

(共同研究規則の準用)

第19条 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等で実施する共同研究の取扱いについては、共同研究規則の規定を準用する。
2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる規定は表のとおり読み替えるものとする。

【読み替え表】

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、共同研究講座等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 3月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年 6月 7日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 3月 7日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年 7月 4日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則
この規則は、令和 3年 4月 1日から施行する。